In depth

A look at current financial reporting issues

2022 年 10 月 10 日（2022 年 11 月 11 日アップデート）
No. 2022-12

物価および金利の上昇期における IFRS の適用の手引き

要点

本資料では、物価および金利の上昇が会計に与える影響について検討します。

目次

Section 1－すべてのIFRSで考慮すべき物価および金利の上昇の影響

Section 2－物価および金利の上昇によって影響を受ける可能性のあるIFRSの主要な要求事項

財務諸表の表示（IAS 第 1 号）	棚卸資産（IAS 第 2 号）	後発事象（IAS 第 10 号）	法人所得税（IAS 第 12 号）
有形固定資産および無形資産（IAS 第 16 号および IAS 第 38 号）	従業員給付（IAS 第 19 号）	政府補助金（IAS 第 20 号）	外国為替レート変動の影響（IAS 第 21 号）
借入コスト（IAS 第 23 号）	関連当事者についての開示（IAS 第 24 号）	関連会社および共同支配企業に対する投資（IAS 第 28 号）	超インフレ経済下における財務報告（IAS 第 29 号）
期中財務報告（IAS 第 34 号）	資産の減損（IAS 第 36 号）	引当金、偶発資産および偶発負債（IAS 第 37 号）	投資不動産（IAS 第 40 号）
農業（IAS 第 41 号）	株式に基づく報酬（IFRS 第 2 号）	企業結合（IFRS 第 3 号）	保険契約（IFRS 第 4 号および IFRS 第 17 号）
売却目的で保有する資産（IFRS 第 5 号）	事業セグメント（IFRS 第 8 号）	金融商品（IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号および IAS 第 39 号）	連結財務諸表（IFRS 第 10 号および IFRS 第 12 号）
公正価値測定（IFRS 第 13 号）	顧客との契約から生じる収益（IFRS 第 15 号）	リース（IFRS 第 16 号）	財務諸表以外の開示

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

Section 1ーすべてのIFRSで考慮すべき物価および金利の上昇の影響

物価および金利の上昇は、それに伴うその他の市場の変動と共に、財務諸表を作成する際に新たな課題をもたらし、一部の開示の目的適合性が高まる可能性があります。

物価および金利の上昇を踏まえると、企業は、次のことを行う必要があるかもしれません。

これまで重要でなかった項目が重要性を有するようになる可能性があるため、重要性に関する判断を再評価する。	さまざまな結果を考慮して、将来キャッシュ・フローについて重大な判断および見積りを行う。	会計上の評価で考慮される事実および状況をより頻繁に再評価する。	将来についての予測を行う際に、過去の動向に関する情報への依存度を減らす（または、調整する）。	物価および金利の上昇が企業の事業にどのような影響を及ぼしているか（または、及ぼすと予想されるか）について、追加の開示を行う。

物価および金利の上昇の結果として企業が直面する課題は財務諸表に広範囲にわたる影響を及ぼす可能性があり、そのためIFRS基準書の要求事項の多くを適用する際にはこの影響を考慮に入れる必要があります。一部の影響は、比較的明白です（例えば、貨幣の時間価値を反映するために用いられる割引率の増大や、一般的な物価の上昇の影響を会計処理するためのキャッシュ・フローに対する調整など）。しかし、財務諸表に影響を及ぼす例えば以下のような多くの間接的な影響もあります。

- 特定の価格上昇（例えばエネルギー・コストの増大または外国為替レートの変動の影響など）の予測、および企業が価格上昇を顧客に転嫁できる程度に対する限界
- 顧客行動の変容（例えば、低価格商品への切り替えまたは消費の減少）
- 企業、顧客、サプライヤー、その他の取引先の財政難の可能性。

本資料では、物価および金利の上昇に最も影響を受ける可能性のあるIFRS基準書における主要な要求事項を一通り説明（ウォークスルー）します。すなわち、本資料は検討事項を網羅した完全なリストではなく、広範囲にわたる多くの会計上の影響についての手引きとなるものです。

Section 2ー物価および金利の上昇によって影響を受ける可能性のあるIFRSの主要な要求事項

財務諸表の表示（IAS第1号）

IAS第1号は、財務諸表の表示についての全般的な要求事項と、財務諸表の構成についての指針およびその内容について、最小限の要求事項を規定しています。

重要性がある情報の開示	企業は、以下を説明する情報の開示を要求されます。 ● 全ての重要性がある会計方針およびその他の情報（すなわち、省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務諸表の主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る情報） ● 企業が会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に最も重大な影響を与える情報 ● 企業が将来について行う仮定、およびその他の見積りの不確実性の主要な要因で、翌事業年度内に資産および負債の帳簿価額に重要性がある修正をもたらす重大なリスクを伴う情報 一般的に、企業がこれらの要求事項を遵守するために必要な開示の多くは、別のIFRSでも要求される開示です。しかし、インフレの加速を考慮すると、企業は、他のIFRSで要求される開示以外にも、IAS第1号に準拠するために追加的な開示が必要かどうかを評価する必要があります。IAS第1号に特定の開示要求が存在しない場合に、重要性があるその他の情報の追加的な開示が必要かどうかは判断の問題です。考え得る例としては、以下が挙げられますが、これらに限定されるわけではありません。 1）主要な事業用資産の取替えコストが、過去の購入コストよりも著しく高い場合の予想取替えコストの開示。これにより、財務諸表の利用者は、購入コストや減価償却費／償却費の増加がそれぞれ将来キャッシュ・フローや損益に及ぼすと予測される影響についての洞察を得ることができま

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	す。また、取替えコストが、過去に経営者によって予算計上された金額を上回り、他の投資計画を遂行する企業能力に影響を与える場合には、財務諸表の利用者にとって特に関連がある可能性があります。 2) 財務諸表の利用者に、借入企業の将来キャッシュ・フローの状況についての洞察を提供するための、以下のような開示 (i) 財務制限トリガー条項 (ii) 発行企業が財務制限トリガー条項に抵触する可能性が高いこと (iii) 負債の水準および潜在的な財務制限トリガー条項の抵触に対処する方法についての取締役会の見解 また、企業は、IAS第1号によって要求される特定の開示についても検討すべきであり、その中には、現在の物価および金利が上昇している経済環境において開示の重要性が高まっている可能性があるものもあります。例えば、未認識の契約上のコミットメントを開示する要求事項は、企業がこれらのコミットメントにより将来の物価および金利上昇の影響を受ける場合には、財務諸表の利用者にとって特に関連がある可能性があります。
表示科目の分解	企業は、それまでひとつの表示科目に集約されていた情報について、重要性が高くなったために分解する必要があるかを検討しなければならない可能性があります。例えば、過去に金融収益と金融費用が「純金融収益」として集約されている場合、金利上昇の結果、それぞれの重要性が高くなれば、2つの表示科目に分解する必要があります。 追加の科目、小計または見出しは、より理解しやすい情報を提供し、他の重要性のある情報を覆い隠さないことを条件として認められます。企業は、公表された文書において代替的な業績指標を提示する際には、それらがIFRSで定義または特定された測定値とは確実に区別されるように注意を払わなければなりません。例えば、IAS第1号第55A項（和訳はこちら）で要求されている以上に物価および金利の上昇の影響を分離させようと新しい科目や小計をより目立つようにすることは適切ではないでしょう。このような新しい科目や小計が、IAS第1号で要求されている科目を覆い隠さない場合であっても、物価上昇は多面的であり、その影響を分離させようとすることには高度な判断を要する可能性があるため、企業は、新たな科目や小計を含める前に注意を払うべきです。法規制上の要求事項の追加的な検討事項については、財務諸表以外の開示 をご参照ください。
流動と非流動の区分	物価および金利の上昇の結果、企業の財政状態が悪化した場合、企業は、財務制限条項に抵触したり、借入金を返済できなくなったりする可能性があります。財務制限条項に抵触する場合、報告日現在に正式な免責規定がない限りは、通常、負債を非流動負債から流動負債に振り替える必要があります。関連する検討事項については、上記の「重要性がある情報の開示」をご参照ください。
継続企業の評価	企業が財務諸表を作成する各期において、経営者には、継続企業として存続する企業の能力の評価が要求されます。物価および金利の上昇は、例えば、以下のような項目に著しくマイナスの影響を与える場合などに、継続企業の前提の評価に直接影響を与える可能性があります。 ● 顧客行動および販売数量 ● 営業利益（エネルギー価格などのコスト増を顧客に転嫁できない場合） ● 主要な事業用資産の取替えコスト ● 代替的な資金調達 企業がもはや継続企業ではなくなったことを示す報告日後の事象は、常にIAS第10号に従って修正を要する後発事象となります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 4.27.1 – How should the requirements in IAS 1 regarding the going concern assumption be applied?（英語のみ） FAQ 10.1.1 - 継続企業を評価する際に、経営者はどのような時間軸を考慮すべきでしょうか（和訳はこちら）（In depth INT2022-05「ロシアによるウクライナ侵攻の会計上の影響」より）

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

棚卸資産（IAS第2号）

IAS第2号は、棚卸資産、特に、関連する収益が認識されるまでの間、資産として認識して繰り越すべき原価の金額の会計処理を規定しています。また、本基準書は、棚卸資産に原価を配分するために用いられる原価算定方式および正味実現可能価額への評価減を含む、原価の決定に関する指針も提供しています。

正味実現可能価額	棚卸資産は、原価と正味実現可能価額（NRV）とのいずれか低い方の金額で測定します。NRVは、企業が通常の事業の過程における棚卸資産の売却により実現すると見込んでいる正味金額です。 物価の上昇の結果、完成までに要する原価の見積額および販売に要するコストの見積額が大幅に増加した場合、棚卸資産の帳簿価額はもはや回収可能ではなくなり、NRVへの評価減が生じる可能性があります。 NRVを見積もる際に、物価上昇によるコストをどの程度顧客に転嫁できるかを決定するためには判断を用いる必要があるかもしれません。この判断は、物価上昇を転嫁する企業の能力についての過去の証拠が存在しない場合には、特に難しくなる可能性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 25.34.1 - What costs should an entity include as the 'estimated costs necessary to make the sale' when determining the net realisable value of inventories?（英語のみ） FAQ 25.36.1「棚卸資産を原価から正味実現可能価額まで評価減する際に考慮すべき要因」（和訳はこちら） FAQ 25.40.1「製品に組み込まれる原材料の正味実現可能価額の算定方法」（和訳はこちら） FAQ 25.40.2 – How should the net realisable value of inventories held to satisfy a service contract be determined?（英語のみ）

後発事象（IAS第10号）

IAS第10号は、報告日後の事象について、企業がどのような場合に財務諸表を修正しなければならないか、および要求される開示を規定しています。

後発事象	物価および金利の上昇は、財務諸表を作成するためにさまざまな会計上の見積りを行う際に、不確実性の増大をもたらすことになります。したがって、例えば、物価や金利の上昇の影響など報告日後の事象の影響を評価する要求事項では、特に徹底した検討が求められます。 報告日以降の税率変更については、法人所得税（IAS第12号）をご参照ください。
資産価格または外国為替レートの異常に大きな変動の開示	企業は、報告期間後に発生した資産価格または外国為替レートの異常に大きな変動を開示することが要求されます。これは、物価や金利の上昇局面では特に重要となる可能性があり、例えば、以下のような場合が挙げられます。 ● 物価上昇の結果として資産の取替えコストが著しく増大した場合に、資産価格が大幅に上昇する可能性があります。 ● 金利が著しく上昇した場合に、固定金利の金融資産の価値が大幅に下落する可能性があります。 ● 物価や金利の上昇により外国為替レートが大きく変動し、在外営業活動体の業績や財務状態に重要性のある影響を及ぼす可能性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 9.5.5 – How should events after the reporting date affecting impairment calculations related to non-financial assets with a measurement basis other than fair value be accounted for?（英語のみ） FAQ 9.5.6 – How should events after the reporting period affecting remeasurement/impairment calculations related to assets with a measurement basis of

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	fair value be accounted for?（英語のみ）

法人所得税（IAS第12号）

IAS第12号は、法人所得税の会計処理を規定しています。これには、資産の回収および負債の決済に関する当期および将来の税務上の影響の会計処理方法が含まれます。

回収可能でなくなった繰延税金資産	企業は、物価や金利の上昇により生じる追加的な不確実性および将来の予定利益の潜在的な減少を考慮して、予定利益および繰延税金資産の回収可能性を再評価する必要がある可能性があります。例えば、企業が物価の上昇分を顧客に転嫁できない場合、あるいは顧客行動の変容により販売数量が減少した場合には、予定利益は減少する可能性があります。 企業は、繰延税金資産が認識されない将来減算一時差異および未使用の税務上の欠損金または税額控除の金額と失効日を開示することが要求されます。
回収可能となった繰延税金資産	企業が物価の上昇分を顧客に転嫁することができる場合（例えば、水道光熱費などの特定の業種における販売価格の引き上げ等）、企業は、過去期間の未認識の繰延税金資産を回収することが可能となり、以前よりも多くの繰延税金資産を認識する必要がある可能性があります。
繰延税金負債	物価の上昇は、企業の子会社からの利益分配計画に影響を与え、したがって、企業が未分配利益に関連する繰延税金負債の認識を再検討する必要があるかどうかの判断に影響を与える可能性があります。
報告日以降の税率変更	政府は、物価の上昇に対応して、財政政策の一環として税率変更を導入する可能性があります。財務諸表の発行前に新税率が公表または制定される場合、企業は、当期税金資産および負債ならびに繰延税金資産および負債に与える重大な影響を開示することが要求されます。 「公表（announcement）」という用語はIFRSによって定義されていないため、報告企業は、税率または税法の変更がその課税法域で公表されているのかどうかを決定するために、判断を適用する必要があります。この判断を行う際に考慮される可能性のある要素には、以下があります。 ● 税制改正案の特異性 ● 公表後に税法案に対する変更があったかどうかの過去の経緯 ● 特定の課税法域における立法過程
不確実な税務ポジション	物価の上昇によって財またはサービスの価格の変動性が高まる場合、企業は、税務ポジションが不確実になることを避けるために、連結グループ内の企業間の移転価格協定をより頻繁に再検討する必要があるかもしれません。企業は、タックスプランニング戦略および税務申告ポジションの実施可能性に対するインフレーションの影響を考慮しなければなりません。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 14.37.1「繰延税金資産に係る回収可能性の評価の検討」（和訳はこちら） EX 14.40.1「将来の課税所得の算定」（和訳はこちら）

有形固定資産および無形資産（IAS第16号およびIAS第38号）

IAS第16号は、有形固定資産に関連する価格の認識および測定に関する要求事項を規定しています。IAS第38号は、無形資産の認識および測定に関する要求事項を規定しています。

本セクションには、有形固定資産と無形資産の両方に適用される検討事項が含まれています。企業は、当初認識後、これらの資産について原価モデルまたは再評価モデルのいずれかを適用します。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

再評価モデル	物価の上昇により、公正価値が帳簿価額と著しく乖離する可能性があり、その場合、通常において再評価を実施するサイクル以外の時期に再評価が要求される可能性があります。これは、例えば、外部者による評価が必要な場合における財務諸表の作成に掛かる費用の増加や、内部プロセスおよび監査の両方の観点からの追加的な時間の必要性など、企業に追加的な結果をもたらす可能性があります。
耐用年数および残存価額	残存価額は、少なくとも各事業年度末に再検討することが要求されています。残存価額の再検討は、例えば、直近の貸借対照表日以降の価格変動やインフレを考慮に入れます。残存価額の予想が以前の見積りと異なる場合には、その変動は耐用年数の変動と同じ方法、すなわち、IAS第8号に従い、会計上の見積りの変更として将来に向かって会計処理します。物価の上昇の結果、残存価額に重要性のある増大が生じ、その場合、減価償却費が減少する可能性があります。場合によっては、残存価額が増加した結果として、減価償却が完全に停止される可能性もあります。 企業は、例えば、物価の上昇の結果、構造的に運用するコストが高くなった資産などについて、予定よりも早く資産を除去することを決定する可能性があります。残存価額と同様に、耐用年数は少なくとも毎年再検討しなければなりません。
開示	企業は、有形固定資産および無形資産の取得に関する契約上のコミットメントの金額を開示することが要求されています。この金額は、企業が物価のさらなる上昇を避けるために取得価格を固定する誘因となるような高いインフレ環境において、目的適合性が高まる可能性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	EX 22.101.1 – Revising the residual value of an asset（英語のみ） EX 21.119.1「残存価額を決定する際に考慮する要因」（和訳はこちら）

従業員給付（IAS第19号）

IAS第19号は、従業員給付に関する会計処理および開示の要求事項を規定しています。

確定給付制度	確定給付制度債務の測定には、例えば、給与や医療費の将来の増大といった多くの財務上の見積りが存在します。 これらの見積りが物価の上昇によって影響を受ける場合には、確定給付制度債務の測定に及ぼす影響を考慮しなければなりません。例えば、経営者が過去の平均的な数値に基づいて将来の昇給を見積っている場合、経営者は、この仮定を、相対的に高いインフレ環境下で予想される将来の昇給を反映するように調整すべきか、また、高いインフレ環境はどの程度続くと仮定すべきかを検討する必要があります。また、一部の制度では、退職者に対して現在支払っている給付をインフレに明確に結びつけており、このような物価スライド制は、退職者に対する保険数理上の債務に影響を与える可能性があります。 さらに、割引率も金利上昇の影響を受ける可能性があります（高インフレ環境下では債券利回りが高くなると予想されます）。これは、（優良債券利回りの変動による）確定給付制度債務の現在価値、制度資産の公正価値、制度剰余金の資産上限、およびその結果として損益計算書で認識される確定給付制度債務（資産）の正味利息に及ぼす影響を含む、確定給付制度債務（資産）の純額の測定およびその他の包括利益の利得または損失の再測定に影響を与えることになります。 割引率の引上げの影響は確定給付制度債務の減少につながりますが、これは見積りの変更後の増加（給与およびその他給付の増加）により全額または一部相殺される可能性があります。IAS第19号は、制度が運営されている規制の枠組み（最低積立要件を含む）の開示を要求しています。インフレの変化の結果として必要になるかもしれない追加的な制度への拠出の将来的な影響を開示することが適切な場合もあるかもしれません。 同様の検討事項は、長期障害給付や勤続期間中の死亡給付などのその他の長期給付の測定にも適用されます。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

推定的義務	従業員給付に関連する推定的義務は、IAS第19号の範囲に含まれます。推定的義務の一例としては、企業にたとえそのようにする法的義務がなくとも、インフレーションの進行に合わせて過去に元従業員の給付を増加させてきた実績がある場合が挙げられます。企業が物価の上昇に応じて給与を増加させ始めれば、推定的義務が生じる可能性があります。
従業員に対する貸付金	雇用主は、金利の上昇に比べて有利な金利で従業員に貸付を提供することがあります。従業員に提供される市場を下回る金利の貸付は、IFRS第9号に従って当初に公正価値で評価する必要があり、その結果生じる従業員の報酬部分を貸付金から分離し、IAS第19号に基づいて会計処理する必要があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	EX 12.47.1「測定に反映すべき将来の生活費の上昇額の見積り」（和訳はこちら） FAQ 12.28.2「年金制度に追加の支払を行うという妥当な期待が存在する場合」（和訳はこちら）

政府補助金（IAS第20号）

IAS第20号は、政府補助金の会計処理と開示、およびその他の形態の政府援助に関する開示について規定しています。

政府補助金および援助	政府は、経済状況に影響を与えるために財政政策および金融政策を用います。これには、例えば、税金還付の使用や企業への特定の支援が含まれることがあります。物価と金利の上昇に伴い、政府は、IAS第20号の範囲に含まれる支援を提供する可能性が高まっているかもしれません。例えば、エネルギー価格の上昇を緩和するための特定の還付や対象を定めた奨励金は、事実および状況に応じて政府補助金の定義を満たす可能性があります。 経営者は、政府援助が政府補助金の定義を満たし、したがって、IAS第20号に基づいて会計処理されるかどうかを検討しなければなりません。政府補助金の定義を満たさない場合でも、IAS第20号の特定の開示の要求事項が適用される別の形態の政府援助である可能性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 6.2.1 – Six-step framework to account for the receipt of government grants（英語のみ） FAQ 6.2.3 – Determining whether a relief or measure is a government grant within the scope of IAS 20（英語のみ）

外国為替レート変動の影響（IAS第21号）

IAS第21号は、企業の財務諸表に外貨建取引および在外営業活動体を含める方法、および財務諸表を表示通貨に換算する方法について規定しています。

為替レートのボラティリティ	*損益計算書* 実務上の理由から、企業は、損益計算書の金額を換算するために、取引日の実際レートに近似する平均レートを使用することができます。しかし、物価や金利の変動によって為替レートが著しく変動している場合には、平均レートはもはや実際のレートの適切な近似値とはみなされず、したがって、もはや使用可能でなくなる可能性があります。 *貸借対照表* 決算日レートは、貸借対照表日現在の直物レートでなければならず、これらのレートの貸借対照表日後の変動は、修正を要しない事象とみなされます。
開示	IFRS第7号を適用する企業は、外国為替レートを含む市場リスクに対する感応度を開示することが要求されています。感応度分析は、企業がこれらの開示を次回表示する（通常は次回の年次報告書において）までの期間にわたる変動の影響を示します。この開示は、合理的に可能性のあ

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	る変動に基づき行うため、過去の期間において合理的に可能性があると考えられていた変動と異なる可能性があります。 さらに、企業は、感応度分析の作成に用いた手法および仮定、ならびに過年度からの手法および仮定の変更、当該変更の理由を開示することが要求されています。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 49.44.2「在外子会社の換算に平均レートを使用することが不適切である場合」（和訳はこちら）

借入コスト（IAS第23号）

IAS第23号は、借入コストの会計処理およびそれを資産化することが適切な場合について規定しています。

借入コストの重要性の増大	借入コストおよび資産化される借入コストの金額は、金利の上昇とともに増加する可能性があります。したがって、以前に重要性がないとみなされ、発生時に費用化されていた金額について、今後、資産化が要求される可能性があります。 さらに、貸手は、インフレおよび金利の上昇を反映するために、既存の借入条件を再交渉する可能性があります。その場合にも、資産化が要求される借入コストの重要性が高くなる可能性があります。
一般借入の借入コストの計算	資産化の対象となる一般借入の借入コストは、当期中の個別借入でない借入残高の加重平均借入コストを参照して決定されます。借入コストのボラティリティが高まったことにより企業による金利へのエクスポージャーの積極的な管理が必要になった場合、加重平均借入コストの計算の決定は、より複雑になる可能性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	EX 22.53.3「個別借入と一般借入がある場合の借入コストの算定」（和訳はこちら）

関連当事者についての開示（IAS第24号）

IAS第24号は、企業の財政状態および純損益が、関連当事者の存在および関連当事者との取引や未決済残高（コミットメントを含む）により影響を受けているかもしれない可能性について注意が払われるようにするために必要な開示を規定しています。

市場外取引およびコミットメント	IAS第24号は、関連当事者との未決済残高、取引およびコミットメントの開示を要求しています。開示では、物価の上昇や金利上昇の結果として導入された可能性のある市場外取引の側面を明確に説明する必要があります。例えば、インフレへのエクスポージャーをもたらす、あるいは逆に、インフレに対するプロテクションを提供することを意図した、関連当事者との将来のコミットメントの開示は、このようなエクスポージャーに重要性がある場合には、特に関連があります。 また、グループ企業内で提供されるサポート・レターを含む、市場外の関連当事者取引またはコミットメントの影響は、関与する企業の継続企業の評価の一部として考慮する必要があるかもしれません。このトピックに関する詳細については、財務諸表の表示（IAS第1号）をご参照ください。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	EX 6.37.2「コミットメントの例」（和訳はこちら）

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

関連会社および共同支配企業に対する投資（IAS第28号）

IAS第28号は、関連会社に対する投資の会計処理を定め、関連会社および共同支配企業に対する投資を会計処理する際の持分法の適用を規定しています。

ラグ期間の会計処理	関連会社および共同支配企業の財務諸表は、投資者の財務諸表と同じ期間を対象にしなければなりません。しかし、これが実務上不可能な場合には、投資者の報告日の前後3か月以内の日付で財務諸表を作成することができます。報告日が異なる場合、関連会社または共同支配企業の期末と投資者の期末の日付の間に生じた重大な取引または事象が生じることがあります。その影響に重要性がある場合には、関連会社または共同支配企業の損益を調整しなければなりません。 一般的な物価上昇は、通常、調整を要する重大な事象ではありません。しかし、場合によっては、インフレを原因とする識別可能な重大な事象について、ラグ期間の調整が要求される可能性があります。
統一した会計方針	関連会社または共同支配企業による会計処理は、本文書全体で議論されている多くの同じ問題に影響を受ける可能性があります。投資者は、関連会社/共同支配企業が直面するインフレを考慮して、その会計方針および問題を理解しなければなりません。
減損に関する検討事項	IAS第28号における減損の兆候は、IAS第36号のものとは異なっています。IAS第28号の減損の兆候は、関連会社または共同支配企業が著しい財政難に陥っているか否かや、関連会社または共同支配企業への投資の公正価値が著しく、もしくは長期にわたって下落している証拠、およびそこから生じる可能性のある結果を重視しています。例えば、発生する可能性の高い破産、契約違反、投資者企業による異常な譲歩の必要性、または関連会社もしくは共同支配企業の財政難などが挙げられます。 一部の関連会社または共同支配企業に対する投資について、物価の上昇や金利の上昇が当該投資の回収可能額にマイナスの影響を与える可能性が高い限りにおいて、減損の兆候が存在する可能性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 31.51.2「ラグ期間内の投資先の利益の変動について、投資者は持分法による投資利益を修正すべきか」（和訳はこちら） FAQ 3.11.1 – What is a ‘significant’ or ‘prolonged’ decline in fair value below cost?（英語のみ）

超インフレ経済下における財務報告（IAS第29号）

IAS第29号は、機能通貨が超インフレ経済国の通貨である企業/グループの会計処理を規定しています。

IAS第29号の適用時期	IAS第29号は、経済が超インフレに分類された場合にのみ適用されます。IAS第29号は、経済が超インフレに陥っていると考えられるための絶対的なインフレ率を定めているのではなく、代わりに、そのような経済環境の特徴を示しています。 投資者に一貫した比較可能な情報を提供するために、超インフレ経済国の通貨で報告するすべての企業は、同じ日付でIAS第29号を適用することが望ましいでしょう。したがって、企業は現地の経済をモニターしなければなりませんが、IAS第29号を適用する判断はそれだけで行うことはできません。Viewpointにおける超インフレに関するPwCの最新情報をご参照ください。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	In brief INT2022-09「超インフレ経済：2022年4月アップデート」（和訳はこちら） In brief INT2022-14「エチオピアおよびスリランカが2022年に超インフレ経済に陥る見込み」（和訳はこちら）

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

期中財務報告（IAS第34号）

IAS第34号は、期中財務報告書における最小限の開示内容ならびに認識および測定の原則を規定しています。

見積りの使用	IAS第34号は、期中財務諸表において（年次財務報告書よりも）見積りを多く使用する可能性があると述べていますが、情報には信頼性があること、および目的適合性のある全ての情報を開示することを要求しています。安定した経済状況においては、一部の企業は、期中財務諸表の見積りを行うためにそれほど複雑な技法を使用していないかもしれません。例えば、過去の年次財務情報を作成する際に用いた評価モデルに依拠したり、年金制度または有形固定資産を公正価値で測定するために専門家から受け取った過年度の情報を用いたりしているかもしれません。物価および金利が上昇している現在の環境においては、このようなアプローチが引き続き適切であるかについて、細心の注意を払って確認しなければなりません。
開示	期中財務情報は、通常、年次財務諸表の情報を更新します。しかし、IAS第34号は、企業は期中財務報告書に、直近の年次報告期間の末日以降の企業の財務状態の変動および業績を理解するうえで重大な事象および取引についての説明を含めることを要求しています。例えば、企業は、企業の金融資産および金融負債の認識を公正価値で行っている場合も償却原価で行っている場合も、当該金融資産および金融負債の公正価値に影響を与える事業または経済状況の変化を開示する必要があります。物価の上昇および金利の上昇という文脈において、このような開示は、一部の企業にとって以前よりも関連性が高い可能性があります。 さらに、IAS第34号は、期中の営業活動の季節性および循環性、資産、負債、資本、純利益またはキャッシュ・フローに影響を与える事項のうち、その性質、規模または頻度からみて通例でない項目の内容および金額、ならびに当事業年度の過去の期中報告期間において報告した金額の見積りの変更または過去の事業年度において報告した金額の見積りの変更の内容および金額の開示を要求しています。インフレの加速や高インフレの影響は、これらの要求される開示に関連する影響を及ぼす可能性があります。 従来想定していなかった新たな取引が発生した場合、年次財務諸表では適用されていなかった会計方針を期中報告期間に含める必要が生じることがあります。例えば、過年度の末日時点では、企業は金利リスクをヘッジするためにデリバティブを使用していなかったが、期中報告期間中に会計上のヘッジに指定するためにデリバティブの購入を開始していることがあります。企業が過年度の財務諸表においてヘッジ会計に関連する会計方針を記載していなかった場合、期中報告期間においてヘッジ会計に関する会計方針の開示が必要になる可能性があります。 開示は企業固有のものであり、各企業の状況を反映したものでなければなりません。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 35.37.1「IAS第34号には開示が要求される事象についてどのような例が含まれているか」（和訳はこちら）

資産の減損（IAS第36号）

IAS第36号は、非金融資産の帳簿価額が回収可能であることを確保するために企業が適用する要求事項を規定しています。

減損の兆候	物価および金利の上昇は広い範囲に影響を及ぼし、製品の価格設定や費用だけでなく、顧客の行動の変容により製品の数量にも影響を与える可能性があります。これらの要因は、企業が生み出すことのできるキャッシュ・フローを変化させ、減損の兆候を生じさせる可能性があります。IAS第36号は、適用する割引率に影響を与えると見込まれる場合における、当期中の市場金利またはその他の市場投資収益率の上昇を減損の兆候として具体的に指定しています。 のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産について、報告日に年次の減損テストが実施されておらず、かつ報告日時点で減損の兆候が存在する場合には、年次のテストに追加して減損テストが要求される可能性があります。
使用価値の算定－キャッシュ・フローと割引率の間の相互作用	販売価格の増大が投入コストの増大を緩和する限りにおいて、または割引率の増大がインフレによる利幅の増大によって相殺される限りにおいて、物価の上昇そのものが必ずしも減損をもたらすとは限りません。しかし、インフレについて機械的な調整を行うのではなく、この経済情勢が

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	予測キャッシュ・フローに及ぼす広範な影響について、詳細な評価を行う必要があります。広範な影響を考慮した結果、例えば、販売数量やインフレに対応した値上げを行う能力に影響を与えるような顧客行動の変容など、割引率の影響を相殺するような市場調整が働かず、予測キャッシュ・フローに影響を与える場合には、減損が必要となる可能性があります。 キャッシュ・フロー予測と割引率の間の整合性は、IAS第36号の基本原則です。したがって、両者とも名目ベースで見積もるか、両者とも実質ベースで見積もるかのいずれかにすべきです。使用価値の算定を名目ベースで行う場合には、報告日現在のインフレに関する市場の予測を、キャッシュ・フロー予測と割引率の両方において完全に考慮に入れることが重要です。このため、物価の上昇または下落が予想されている場合、短期・中期・長期の市場のインフレ予測を考慮する必要がある可能性があります。 例えば、名目市場WACCが減損テストの対象資産に固有のリスクの代替として用いられる場合、この割引率には、インフレの影響を含めた投資に伴うリスクを投資者（資本性および負債性の両方の投資者）に補償するために求められるリターンについての市場の見解が織り込まれています。また、この場合、この名目割引率が適用されるキャッシュ・フロー予測には、インフレの影響を反映させなければなりません。この例は、ターミナルバリューに関する以下のセクションでさらに詳しく説明します。
使用価値ーターミナルバリュー	ターミナルバリューを推定するために用いられるキャッシュ・フローは、長期成長率の適用が可能な、今後も継続するであろう状態を表すものでなければなりません。ターミナルバリューの見積りに用いるキャッシュ・フロー予測に適用する長期成長率は、より高い成長率が正当化される場合を除き、通常、後続年度における一定または逓減的な成長率となります。通常、長期的なインフレ予想が、長期成長率とみなされます。 特に、予測物価の見積りが変化している場合、企業にとって何が今後も継続するであろう状態を表しているかの評価には判断を要します。この判断を行う際には、短期、中期、長期の市場予測を含む、インフレ予測に関する報告日時点のすべての市場情報を考慮すべきです。 例えば、市場が、短期的には物価が上昇するものの、中期的には縮小し、長期インフレ予想は変化しないと予想している場合には、これをキャッシュ・フロー予測の作成に反映させなければなりません。そのため、経営者は、キャッシュ・フロー予測を導く際に、中期と長期で異なる成長の仮定を用いて予算を推定することが適切である可能性があります。これは、今後も継続するであろう長期インフレ水準に至らず物価の上昇または下落の影響を受けると市場が予想している期間が5年の時間枠の中に収まっていない場合に必要となる可能性があります。
使用価値の算定ー予測に対する不確実性の増大	企業が物価や金利の上昇から生じる不確実性に著しく影響を受ける場合には、複数のキャッシュ・フロー・シナリオを用い、キャッシュ・フローの加重平均を導くために相対的な確率加重を適用することが望ましいでしょう。もう1つの方法は、単一のキャッシュ・フロー予測を用い、代わりに高い不確実性を反映するように割引率を修正する方法ですが、これは、多くの場合においてきわめて主観的な修正となります。
処分コスト控除後の公正価値	処分コスト控除後の公正価値モデルは、市場参加者の仮定を反映しています。一部の資産は、資産の評価に固有の割引率が資産から稼得できるキャッシュ・フローに対するインフレ調整よりも速く上昇する限りにおいて、インフレによってマイナスの影響を受ける可能性があります。一方で、資産の公正価値は、価格の上昇により、取得原価に比べて増加する可能性もあります。 資産の公正価値が増加し、資産の帳簿価額を上回ることが明白である限り、資産が最善でない状態で運用されているかどうかにかかわらず、使用価値の算定は要求されません。 財務諸表の利用者にすべての重要性のある情報が提供されることを確保するために、IAS第1号またはIAS第10号に基づく開示が要求される可能性があるかどうかを検討しなければなりません。本文書の財務諸表の表示（IAS第1号）および後発事象（IAS第10号）をご参照ください。 さらに、公正価値測定（IFRS第13号）における検討事項の多くは、このセクションでも同様に目的適合性があります。
開示	主要な仮定に対する回収可能価額の感応度および主要な仮定が余裕度に及ぼす影響に関する開示は、予想キャッシュ・フローの予測について不確実性が高まっているときは、関連性が高くなっている可能性があります。経営者は、適切な開示の提供を確保するために、主要な仮定を注意深く特定する必要があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

FAQ	FAQ 24.12.6「減損の兆候：景気の悪化」（和訳はこちら） FAQ 24.66.1「キャッシュ・フローに影響を与える要因」（和訳はこちら） FAQ 16.49.4「インフレは割引率にどのような影響を及ぼすか」（和訳はこちら） FAQ 5.79.1 – Additional considerations for discount rates used in Level 3 fair value measurements in periods of significant economic uncertainty（英語のみ） FAQ 24.107.2 – How are discount rates impacted in times of uncertainty?（英語のみ） FAQ 3.1.3 – How can impairment tests that incorporate cash flow forecasts be more reliably performed in periods of uncertainty?（英語のみ） FAQ 5.77.3 – Uncertainties in cash flows and change in valuation technique for Level 3 fair value measurement（英語のみ） FAQ 3.2.1 - Which impairment disclosures will be of particular interest to users of financial statements this year?（英語のみ）

引当金、偶発資産および偶発負債（IAS第37号）

IAS第37号は、引当金、偶発負債および偶発資産に適用される適切な認識規準および測定基礎ならびに開示要求事項を規定しています。

測定	引当金は、貸借対照表日における現在の義務を決済するのに必要な支出の最善の見積りで測定され、コスト増とインフレの結果として、過去に予想した金額よりも増える可能性があります。また、この金額の見積りにはさらに不確実性が加わる可能性もあります。これらの引当金が一般的には長期であることを考えると、資産除去債務は特に関連性がある引当金の一例です。 さらに、IAS第37号は、割引の影響に重要性がある場合に引当金を割り引くことを要求しています（IFRSの要求事項の文脈における「重要性」の説明については、IAS第1号をご参照ください）。割引の影響の重要性が高くなる可能性があるため、金利の上昇はより多くの引当金を割り引く必要があることを意味する可能性があります。また、その重要性を決定するために、予想アウトフローが1年未満の引当金についても、割引の影響を評価しなければなりません。 見積りに反映されたインフレの仮定と使用した割引率との間には整合性がなければなりません。債務を決済するためのコスト増は、引当金の割引の影響によって相殺される可能性があります。しかし、多くの場合において、この2つの現象の影響は等しくなく、将来のキャッシュ・アウトフローが貨幣の時間価値を超えて影響を受けるときは逆になります。
不利な契約	不利な契約とは、契約による義務を履行するための不可避的なコストが、当該契約により受け取ると見込まれる経済的便益を上回る契約をいいます。物価の上昇は債務の履行コストに影響を与えるため、過去において契約は不利でなかった場合でも現在は不利になっている可能性があります。また、不利な契約についてすでに認識されている引当金について、経営者は、貸借対照表日現在のインフレに関する最新の市場情報を考慮に入れて見積りを再評価しなければなりません。例えば、契約を履行するためのコストが物価の上昇の影響を受ける固定価格の収益契約を考えてみましょう。このような契約を履行するためのコストは、現在、場合によっては収益を上回っている可能性があり、また、適切な会計単位の考慮を含め契約が不利かどうかの検討に用いられる一般的なアプローチに基づき、当該契約を評価する必要があるでしょう。
将来の営業損失	IAS第37号は、将来の営業費用または将来の事業回復費用に対する引当金を認めていません。企業は、インフレーションの影響から生じる将来の営業損失を予想する可能性があります。このような予想した将来の損失については、取引が行われる前に引当金を設定することはできず、したがって、企業は、不利な契約と将来の営業損失との違いに注意する必要があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 16.49.1「引当金の現在価値の測定に用いられる割引率に影響を与える要因は何か」（和訳はこちら） FAQ 16.49.4「インフレは割引率にどのような影響を及ぼすか」（和訳はこちら）

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	FAQ 16.51.1「見積キャッシュ・フロー及び割引率の変更による引当金の再評価はどのように会計処理すべきか」（和訳はこちら） FAQ 16.74.1「長期購入契約に関する引当金はどのように評価すべきか」（和訳はこちら） EX 16.85.7「廃棄コストへの認識規準の適用」（和訳はこちら）

投資不動産（IAS第40号）

IAS第40号は、投資不動産の会計処理および関連する開示要求を規定しています。

公正価値の妥当性	企業は、公正価値モデルまたは原価モデルのどちらかを会計方針として選択し、当該方針を投資不動産の測定に適用します。企業の選択にかかわらず、企業は、測定（公正価値モデルを使用する場合）または開示（原価モデルを使用する場合）のいずれかの目的で、常に公正価値を測定することが要求されます。高インフレ環境において、原価モデルを使用した結果と公正価値モデルを使用した結果に重要性のある差異がある場合には、公正価値開示の目的適合性が高くなる可能性があります。
公正価値モデル	公正価値モデルを選択する場合、公正価値測定（IFRS第13号）に詳細に記載されているような、IFRS第13号の下で高インフレやインフレの加速が公正価値に与える影響に関する検討事項の多くは等しく関連しています。 投資不動産の公正価値は、「現存している」リースを公正価値の構成要素とみなします。リース料が一定期間にわたり固定されている（すなわち、市場価格への再設定やインフレへの連動を行わない）場合、「現存している」リースは市場の条件と異なっており、投資不動産の評価に影響を与える可能性があります。そのようなリースが短期であっても、物価の上昇の影響が過去に経験した影響よりも重大になる可能性があり、そのため企業は、このような市場と異なる条件の調整の重要性について検討しなければなりません。
原価モデル	投資不動産に原価モデルを適用する場合、有形固定資産および無形資産（IAS第16号およびIAS第38号）に記載されている原価モデルに基づいて測定された有形固定資産に係る検討事項も該当します。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 23.58.2 – Determining fair value of investment property in uncertain environments（英語のみ） FAQ 23.49.1「原価モデルに基づく公正価値の開示」（和訳はこちら）

農業（IAS第41号）

IAS第41号は、農業活動に関する会計処理および開示を規定しています。

関連する検討事項	生物資産（農業活動に関連する果実生成型植物を除く）および農産物は、公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除き、当初認識時および各報告期間の末日時点で、販売コスト控除後の公正価値で測定されます。公正価値が物価の上昇に影響を受ける場合、公正価値測定（IFRS第13号）における検討事項は、これらの資産の測定に目的適合性があります。 公正価値が信頼性をもって測定できない場合には、これらの生物資産は原価で測定することができます。その場合には、資産の減損（IAS第36号）の検討事項は目的適合性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 33.17.1「果実生成型植物の生産物の公正価値の確認方法」（和訳はこちら）

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

株式に基づく報酬（IFRS第2号）

IFRS第2号は、企業が株式に基づく報酬取引を行っている場合の財務報告を規定しています。

評価の仮定	物価が上昇している経済状況で新たに行う株式に基づく報酬についての付与日の公正価値を測定するために用いられる仮定（例えば、リスク・フリー・レート、ボラティリティ等）は、過去の報酬の評価で用いた仮定から修正する必要がある可能性があります。加えて、既存（および新規）の現金決済型の株式に基づく報酬に係る負債について、現在行っている評価で使用された仮定を再検討し、修正を行う必要がある可能性があります。 例えば、満期前にいつでも権利を行使できるオプション（アメリカ型オプション）の場合、従業員がいつ権利を行使するかの見積りは、このタイプの報酬の付与日の公正価値の見積りを行ったときとは変わっている可能性があります。仮定の変化は、生活費が高騰した結果として従業員がすぐに現金を必要としていることによって生じるか、あるいは従業員が、高インフレ環境の中で非貨幣性資産を保有し続けるのではなく、オプションを現金化するという異なる投資アプローチをとる可能性があります。 IFRS第2号に基づく公正価値の算定はIFRS第13号とは異なりますが、公正価値測定（IFRS第13号）で言及されている検討事項の大部分が適用されることになります。
市場外の業績条件	また、経営者は、市場外の業績条件がどの程度満たされるかの見積り、ひいては最終的に権利が付与される報酬の数に及ぼすインフレの影響を検討しなければなりません。例えば、企業が販売価格をインフレに合わせて調整できれば、売上増に基づいて市場外の業績条件を達成するのが容易になる可能性があります。また、逆に、物価の上昇による顧客行動の変容の結果、販売数量の減少によって収益が悪影響を受ける可能性もあります。
条件変更	経営者は、インフレの加速や高インフレに対応して行った株式に基づく報酬の条件変更の影響を検討しなければなりません。そのような変更が従業員に便益をもたらす限り、それらは条件変更として会計処理され、追加費用が認識されます。経営者は、権利確定条件が満たされる可能性が低い場合であっても、株式に基づく報酬の取り消しは、残余費用の即時認識という結果になることに留意しなければなりません。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 13.41.2 – How should an entity account for revised estimates due to service or non-market conditions?（英語のみ）

企業結合（IFRS第3号）

IFRS第3号は、企業結合に関する会計処理および開示を規定しています。これには、識別可能な資産および負債、被取得企業の非支配持分、ならびにのれんまたは割安購入からの利得の認識および測定に関する要求事項が含まれます。

暫定的な金額	暫定的な金額が企業結合の当初の会計処理で認識されている場合には、それらは測定期間中に遡及的に更新される可能性があります。測定期間は、取得日から1年を超えてはならず、取得企業が残りの情報を受け取った時点で直ちに終了しなければなりません。この暫定的な金額に対する遡及的な修正には、取得日時点で存在し、それを知っていたならば取得日時点で認識した金額の測定に影響したであろう事実および状況について入手した新しい情報を反映する必要があります。例えば、条件付対価に影響する取得後の期間における事後的なインフレの影響は、通常、暫定的な金額を確定する時に調整されません。
公正価値	取得企業は、識別可能な資産および負債を取得日の公正価値で測定しなければなりません。公正価値の見積りの基礎となる仮定には、公正価値測定（IFRS第13号）における関連するガイダンスを織り込んでいなければなりません。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

保険契約（IFRS第4号およびIFRS第17号）

本セクションでは、以下を取り上げます。

- IFRS第4号（2023年1月1日より前に開始する事業年度に適用）。IFRS第4号は、IFRS第17号をまだ適用していない企業による保険契約の会計処理の一部を規定しています。
- IFRS第17号（2023年1月1日以後に開始する事業年度に適用）。IFRS第17号は、企業が発行する保険契約および保有する再保険契約についてどのように認識、測定、表示および情報の開示を行うかを規定しています。

IFRS第4号

測定	IFRS第4号は、現地のGAAPに基づく多様な実務を使用し続けることを企業に認めており、これは完全な現在の見積りベースから取得原価ベースまでにわたります。したがって、企業がインフレの変動に関する仮定を反映させる程度は、仮に反映させる場合でも、企業ごとで異なります。 IFRS第4号は、負債十分性テストについて、物価の上昇などの経済変動を反映することとなる現在ベースに基づいて実施することを企業に要求しています。このテストは、IFRS第4号で認識された無形資産が取得原価ベースで計上されているが、もはや回収可能でない場合にも適用されます。
開示	すべての企業は、測定アプローチにかかわらず、保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に関する情報を開示することが求められており、これらはすべて物価の上昇によって影響を受ける可能性があります。

IFRS第17号

契約の当初認識時の評価	物価や金利の上昇の影響に関する予想をするにあたっては、企業が契約の当初認識時に行うことが要求されている評価の一部として、例えば以下について考慮する必要があります。 ● グルーピング－契約が類似のリスクに晒されているかどうか、また、契約が不利になるという可能性が大きくないかどうかなど ● 保険料配分アプローチ（PAA）－企業が保険サービスを提供する期間が1年を超える契約が、PAAに適格かどうか。これは、キャッシュ・フローの予想される変動性の影響を受ける可能性がある。 ● 変動手数料アプローチ－契約が、直接連動有配当保険契約の定義を満たしているかどうか。これは、例えば、最低保証リターンの影響を受ける可能性がある。
インフレおよび期待将来キャッシュ・フロー	保険契約グループの期待キャッシュ・フローがインフレに連動する場合には、この測定は将来起こり得るインフレ率の現在の見積りを反映します。インフレの仮定は、次のいずれかの測定方法により、履行キャッシュ・フローに反映されます。 ● 名目キャッシュ・フロー（すなわち、インフレを反映する）をインフレの影響を含むレートで割り引いたもの ● 実質キャッシュ・フロー（すなわち、インフレを除く）をインフレの影響を除くレートで割り引いたもの 物価の上昇は、例えば、以下のような企業のキャッシュ・フローの予想に多くの影響を及ぼす可能性があります。 ● 年金給付などのインフレ指標に直接連動する保険金の支払 ● 保険金支払の増大に関して過去の測定値または想定水準を用いることが、もはや適切でない可能性 ● 契約者の財政状況の変化による失効、解約、更新および解約の可能性 ● 多くの保険契約に含まれる金融オプションおよび保証の影響が、より重大になる可能性 ● 上記以外の事由（例えば、資産の窃盗または損失の補填、被保険資産の取替費用の増大）による保険金の発生の可能性、発生時期または金額

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	● 賃金、水道光熱費、家賃、リース費用および税金を含む保険契約の測定に含まれる支出およびその他の費用の予想額
金融リスクおよび非金融リスク	実務上、期待キャッシュ・フローに反映されるインフレの仮定は、市場指数に基づくインフレの仮定と、特定の価格変動に関する企業内部の仮定を組み合わせたものになります。 一般的な測定モデルを適用する場合、特定の価格変動に関する企業内部の仮定は、非金融変数とみなされます。したがって、そのような仮定の変化は契約上のサービス・マージンを調整するとともに、その後に保険サービス損益において認識されます。物価が上昇している期間において、これらの仮定はより判断を要する可能性があり、インフレは企業の財務業績のみならず保険サービス損益により重大な影響を与える可能性があります。
割引率	物価と金利の上昇は、一般的に、貨幣の時間価値を増大させ、割引率の増加をもたらします。物価と金利が上昇する期間中に特に注意すべき検討事項は、以下のとおりです ● 履行キャッシュ・フローを現在の割引率を用いて測定し、契約上のサービス・マージンを当初認識時に決定された割引率で測定する（一般的な測定モデルを適用する場合）ことを求めるIFRS第17号の要求事項の影響がより顕著となる可能性がある。 ● 割引率を決定する際の判断が、市場のボラティリティ（例えば、ボトムアップ・アプローチにおける流動性プレミアムまたはトップダウン・アプローチにおけるクレジット・デフォルト引当）の増大により、より重大になる可能性がある。 ● PAAを適用して測定される契約について、より多くの契約が、測定に反映すべき「重大な金融要素」を有しているとみなされる可能性がある。
開示	企業は、企業が晒されているそれぞれの種類のリスクに関する情報を開示することが要求されており、これにはインフレ・リスクと金利リスクが含まれます。また、企業は、前期と比較したリスク・エクスポージャーの変動について説明するとともに、期末時点のリスク・エクスポージャーが当期中のリスク・エクスポージャーを表すものでない場合には、追加的な開示を行う必要があります。 さらに企業は、投資家が保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの内容、金額、時期および不確実性を評価できるようにするという、IFRS第17号における全体的な開示目的を満たすために、インフレおよび金利に関する追加的な開示が必要かどうかを検討しなければなりません。

売却目的で保有する資産（IFRS第5号）

IFRS第5号では、売却目的で保有する資産の会計処理ならびに非継続事業の表示および開示を規定しています。

分類の要件	物価および金利の上昇期において、より多くの企業がキャッシュ・フローへのプレッシャーや金融コストの増大を経験することにより、潜在的な買手の数がさらに限られる可能性があります。そのため、分類日から1年内に資産の売却が完了すると見込まれるか、その結果、資産について売却目的保有に分類するか、および売却目的保有への分類を継続するかについて、経営者の判断の不確実性が高まる可能性があります。しかし、例外として、IFRS第5号は、以下のいずれも満たす場合に、企業が売却目的で保有する資産として分類し続けることを認めています。 ● 遅延の原因が企業の支配の及ばない事象や状況によるものである。 ● 企業が資産（または処分グループ）の売却計画の実行を依然として確約しているという十分な証拠がある。
測定および減損	IFRS第5号は、売却目的で保有に分類された非流動資産（または処分グループ）を、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定することを企業に要求しています。したがって、IFRS第13号で定義されている公正価値に対するインフレの加速や高インフレの影響についての検討事項は、目的適合性がある可能性があります。公正価値測定（IFRS第13号）をご参照ください。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

FAQ	FAQ 30.15.5「延長可能な販売期間の程度」(和訳はこちら) EX 30.15.4「外部から課される条件」(和訳はこちら)

事業セグメント(IFRS第8号)

IFRS第8号は、企業が従事する事業活動、および企業が事業を行っている経済環境の性質や財務的な影響を、財務諸表の利用者が評価するための開示要求事項を規定しています。

報告セグメント	IFRS第8号には、どの事業セグメントが報告セグメントとして適格かを識別するために用いる定量的な閾値が含まれています。定量的な閾値は各事業セグメントの収益および純損益に関連していますが、これらは物価の上昇に影響を受ける可能性があります。 事業セグメントの業績に及ぼす物価上昇の潜在的な財務的影響は、報告セグメントの変更をもたらす可能性があります。あるセグメントが当期に関連する閾値を満たしたために報告セグメントとして識別された場合には、たとえ当該セグメントが比較期間において10%の閾値を満たしていなかったとしても、この新たな報告セグメントを独立したセグメントとして示すため、比較数値を修正再表示しなければなりません。必要な情報が入手できず、それを作成するコストが過大になる場合を除き、この比較情報を提供しなければなりません。 さらに、過去に経済的特徴が類似していたことを根拠として集約されていた事業セグメントについて、集約するのはもはや適切でなくなる可能性があります。物価や金利の上昇がそれぞれの事業セグメントに与える影響が異なる場合には、これに該当するかもしれません。

さらに詳しい情報はこちら(Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます)

FAQ	EX 8.18.2「報告セグメント:収益及び損益の量的基準」(和訳はこちら)

金融商品(IFRS第9号、IFRS第7号およびIAS第39号)

IFRS第9号は、企業が金融資産、金融負債および一部の非金融項目の売買契約をどのように分類し測定するかを規定しています。一部の企業は、ヘッジ会計の目的のためにIAS第39号を適用しているかもしれません。IFRS第7号は、IFRS第9号の範囲に含まれる金融商品の開示に関する要求事項を規定しています。

本セクションでは、以下を取り上げています。

- 分類(IFRS第9号)
- 予想信用損失(IFRS第9号)
- ヘッジ会計(IFRS第9号およびIAS第39号)
- 金融商品に関するその他の要求事項(IFRS第9号)
- 開示(IFRS第7号)

分類(IFRS第9号)

金融資産の分類および分類変更	*分類* 負債性金融商品である金融資産の分類は、(a)当該金融資産の管理に関する企業の事業モデル、(b)当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本および元本残高に対する利息の支払のみかどうか、の両者に依存します。 物価や金利の上昇は、特に、経済状況の変化に応じて当該企業の金融資産の管理に関するビジネスモデルが変化した場合には、これらの金融資産の当初の分類に影響を与える可能性があります。 *分類変更* 企業は、経済情勢の変化の結果として金融資産に対する企業の意図を変更する可能性がありま

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	す。例えば、企業は、過去には売却を意図していた資産を保有し続ける場合があります。分類変更は、企業が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合にのみ認められます。IFRS第9号は、事業モデルの変更とみなされる変更について満たすべきいくつかの規準を定めています。事業モデルの変更が生じるのは、企業が自らの営業にとって重大な活動の開始または終了のいずれかを行う場合、すなわち、外部当事者に対して立証できる重大かつ稀にしか起こらない事象が生じた場合と説明できます。特定の金融資産に関連する意図の変更は、たとえ市況の著しい変化によって生じたものであっても事業モデルの変更ではありません。物価や金利の上昇局面であっても、分類変更の規準が満たされる可能性は低いといえます。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 42.59.2 – How are the criteria for reclassification of financial assets and the timing of reclassification assessed?（英語のみ）

予想信用損失（IFRS第9号）

単純化と実務上の便法	企業は、予想信用損失（ECL）を測定するために、過去に単純化またはその他の便法を用いていたかもしれません。多くの場合において、これらの単純化は、良好な経済状況の中で開発され、テストされています。物価や金利の上昇から生じた市場のボラティリティや不確実性により、これらの単純化がもはや適切ではなくなる可能性があります。
引当マトリクス	物価および金利の上昇は、短期の営業債権またはリース債権の回収可能性に影響を及ぼす可能性があります。引当マトリクスを使用する企業は、この影響を反映するために、例えば物価や金利による影響が異なる業種に関する追加の階層化が必要となる可能性があります。 さらに、過去の損失率について、予想の変化を反映するためにこれまでよりも大幅な調整が必要になる可能性があります。特に、損失率を導き出すために使用された過去のデータが低インフレの時期に収集されたものである場合には、現在の経済状況を表さない可能性があります。
減損のステージ	各報告日において、単純化されたモデルを適用する場合を除き、金融資産は信用リスクに基づいて「ステージ1」、「ステージ2」または「ステージ3」に分類され、ECLの要求事項は各ステージで異なります。 物価や金利の上昇に伴い、これらがなければステージ1であったかもしれない資産がステージ2またはステージ3に変化する可能性があり、この場合、企業は12か月間の予想信用損失ではなく全期間の予想信用損失を測定する必要があります。 変動金利商品については、借手のキャッシュ・フローは直ちに影響を受けますが、借手の収益は金利ほどには素早く調整されず、金利キャッシュ・フローの支払能力が低下する可能性があります。金利ショックに対する借手の回復力は、企業が事業を行っている業種における回復力や、借手が変動金利に対するエクスポージャーをヘッジしているかどうか（また、どの程度の期間しているか）によって異なるかもしれません。貸手は、信用リスクの著しい増大があったかどうかの評価にあたっては、それが低金利環境下では重要ではないと考えられていたとしても、新たな要因を考慮する必要があるかもしれません。 固定金利商品については、その影響は直接的ではないまたは即時ではない可能性があります。しかし、借手にとっての借換えリスクは増大している可能性があります。例えば、1年後に満期を迎えるローンを固定金利で借り入れている企業は、ローンの満期時に借手に要求される貸手の最低利息カバレッジを満たさないと予想されるかもしれません。したがって、借手は借換えが困難となる可能性があり、借手が借換えを通じた元本返済を予定していた場合には、借入金の満期時における借手のデフォルト確率が上昇する可能性があります。このような借換えリスクは、満期までの期間が短い金融商品のほうが借手の収益が高インフレ環境に適応する可能性は低いため、実際にはより高くなるかもしれません。 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している場合には、全期間のECL（ステージ2）が認識され、これは、12か月のECLより大幅に大きくなる可能性があります。何が信用リスクの著しい増大であるかの判定は、判断を要するものであり、通常は、次の3つの要素で構成されます ● 定量的な要素（例えば、当初認識以降の相対的なデフォルトリスクの変化） ● 定性的な要素（例えば、信用リスクの評価に用いられる借手の行動スコアリングの変化）

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	● IFRS第9号第5.5.11項（和訳はこちら）の30日超の期日経過という「安全装置（backstop）」指標 信用減損となるステージ3の資産は、例えば、借手の既知もしくは発生する可能性の高い重大な財政的困難、または債務不履行などの契約違反によって裏付けられる可能性があります。より広い意味では、資産は、当該資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つまたは複数の事象が発生した場合に、信用減損しています。これは、例えば、借手が財政的困難に陥っている、またはその可能性が高いと予想される指標（例えば、借手が必需品でない財の小売業者であり、特定の著しいコスト増が生じている場合）によって裏付けられる可能性があります。
ECL算定の変更	ECLの測定においては、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報を考慮した上で、一定範囲の生じ得る結果を反映する必要があります。 上記の「減損のステージ」で説明したキャッシュ・フローや借換えのリスクに対する回復力は、ECLの測定に影響を与えます。 将来の状況を予測することは常に主観を伴いますが、物価や金利が上昇する環境下においてはさらに困難です。企業は、将来の状況の指標としての過去の情報への依存度を低くしたり、調整を行ったりする必要があるでしょう。 物価や金利の上昇は、ECLの見積り自体に影響を与える可能性があり、これには以下が含まれる可能性があります ● デフォルトのリスクまたは発生確率 ● 債務者がデフォルトに陥った場合のリスク量（デフォルト時エクスポージャー（EAD））、例えば、財政的に困難な状況において、債務者が任意の期限前返済を差し控えるなど支払パターンに変化が生じることで、残高が高水準にとどまる可能性がある。 ● 期限前返済または期限延長のオプションを行使する可能性に基づく資産の予想存続期間 ● デフォルトの結果として見積られる損失（デフォルト時損失率（LGD））、例えば、担保に差し入れられた非金融資産の公正価値の下落が生じた場合。担保の価値がインフレや金利環境の影響を受けやすい場合には、より頻繁に評価を行う必要がある可能性がある。 企業は、予想信用損失を集合的に測定することができます。物価や金利の上昇期において、企業は、ECLを算定するグルーピングやレベルが適切かどうか、または、信用リスクの違いをいっそう反映させるために、金融商品のグループをさらに細分化する必要があるかどうかを検討する必要があります。
モデル適用後の調整	IFRS第9号への移行時以降およびIFRS第9号のモデルを構築するために用いられた以前のデータにおいては、多くの企業は急激な物価および金利の上昇を経験したことがありませんでした。したがって、企業の通常のECLモデルは、これらの経済事象を適切に取り込む、または過去の期間と比較して重大な変更を取り込むように設計されていない可能性があります。このような場合、企業は、IFRS第9号に従ってECLを測定するために「モデル適用後の調整」を用いる必要があるかもしれません。 モデル適用後の調整の例としては、金利上昇後の雇用および返済能力ならびにモデル化されたECLにまだ反映されていない追加的な影響の見積りといった要素を考慮した、借手の脆弱性分析に基づくECLへの調整が考えられます。
後発事象	報告日に存在する経済状況に関する情報（例えば、インフレ率や金利など）が、企業の報告日後に初めて入手可能になることがあります。また、より激しく変動する経済環境下では、そのような情報がより重大な変化を示す可能性も高くなります。報告日以降の情報や事象が、報告日時点で存在していた利用可能な情報や状況を反映しているかどうか、また、どの程度反映しているかを見極めることは困難であるため、IAS第10号をIFRS第9号のECLに適用するにあたっては困難が伴う可能性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 45.13.1「減損引当マトリクスの使用」（和訳はこちら）

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	EX 45.13.2「非金融企業の引当マトリクスの例」(和訳はこちら) FAQ 45.31.2「信用リスクの著しい増大を判定する際に考慮すべき要因」(和訳はこちら) FAQ 45.49.8「景気下降時に要求される予想信用損失(ECL)の見積りの起こり得る変更」(和訳はこちら) Banking - Post-model adjustments for expected credit losses during COVID-19(英語のみ) FAQ 3.2.7 - To what extent should additional COVID-19 related information after the reporting date be included in the ECL estimate?(英語のみ)

ヘッジ会計(IFRS第9号およびIAS第39号)

金利リスクのヘッジ	金利上昇期において、企業は、金利上昇から生じる、例えば以下のようなリスクをヘッジするために、新たなヘッジ関係を締結する場合があります。 ● 変動金利商品の金利キャッシュ・フローの変動 ● 固定金利商品の公正価値の下落 このようなヘッジ関係は、ヘッジ会計に適格となるために特定の要件を満たす必要があり、その要件は、企業がIFRS第9号とIAS第39号のどちらのヘッジ会計を適用しているかによって異なります。 また、企業は、すでに指定可能な状態にある既存のデリバティブを用いてヘッジ会計を適用する決定を行うことができます。既存のデリバティブがヘッジ手段に指定された場合、そのデリバティブは「市場での取引条件と乖離している(off-market terms)」ため、通常、公正価値はゼロではありません。高金利の環境下においては、既存の金利デリバティブの公正価値は、過去に観測された公正価値よりも重大な影響を有するものになる可能性があり、このことは、ヘッジ関係の指定に適格であるかどうか、またはヘッジ関係から生じる非有効部分の発生要因になるかどうかに影響を与える可能性があります。
コモディティ・リスクのヘッジ	物価や金利の上昇期においては、コモディティ価格やエネルギー価格も上昇する可能性が高くなります。 企業は、コモディティ・デリバティブを用いて、コモディティ価格の上昇に対するエクスポージャーのヘッジを開始することを選択できます。このようなヘッジでは、特にデリバティブと基礎となるヘッジ対象とのミスマッチ(例えば、品質、場所、時期等のミスマッチ)により、多くの複雑性が存在する可能性があります。このようなミスマッチは、企業がヘッジ関係を指定するのに十分な有効性を実証する能力に影響を与えるか、あるいは、追加の非有効部分が認識されることとなる可能性があります。 IAS第39号と異なり、IFRS第9号では、コモディティ価格の構成要素など非金融商品項目の特定の構成要素をヘッジすることができます。これは、構成要素が独立に識別可能であり、また当該リスク構成要素に起因する当該項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動が信頼性をもって測定可能である場合に認められます。
物価上昇リスクのヘッジ	物価上昇期においては、物価上昇リスクを経済的にヘッジしようとする企業が増える可能性があります。 IAS第39号は、契約上明示されていないリスク要素であるため物価上昇を指定することを禁止しています。IFRS第9号は、物価上昇リスクが契約上明示されている場合を除いては、物価上昇リスクは、独立に識別可能かつ信頼性をもって測定可能であるという要件を満たさず、したがって金融商品のリスク要素として指定できないという、反証可能な推定を導入しています。
貨幣の時間価値および非有効部分	IFRS第9号に従い、企業は、ヘッジの非有効部分を測定する際に、貨幣の時間価値を考慮することが要求されます。物価や金利の上昇は貨幣の時間価値を増加させることとなり、これにより、キャッシュ・フローのタイミングのミスマッチのあるヘッジ関係については、より多額な非有効部分が純損失に認識されることがあり得ます。また、さらに極端な状況においては、ヘッジ関係の指定の要件を満たさなくなる可能性があります。
予定取引およびヘッジ剰余	企業は、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、棚卸資産の購入、売却、債券の発行等といった

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

金の回収可能性	発生可能性が非常に高い予定取引をヘッジしている可能性があります。IFRSの用語集では、可能性が高い（probable）は「起こる可能性が起こらない可能性よりも高い（more likely than not）」と定義されています。したがって、予定取引の文脈においては、「highly probable（可能性が非常に高い）」という用語は、「起こる可能性が起こらない可能性よりも高い（more likely than not）」よりも発生可能性が著しく高いことを示しています。 厳しい経済情勢下では、一部の予定取引はもはや発生可能性が非常に高いとは言えなくなる可能性があります。 ヘッジ対象のキャッシュ・フローがもはや発生する可能性が非常に高いと言えない場合には、ヘッジ会計を中止しなければなりません。この場合でも、キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、過去にその他の包括利益で認識されたヘッジ手段に係る累積損益は、引き続き資本で認識され、ヘッジ対象が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えられます。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、過去にその他の包括利益で認識されたヘッジ手段に係る累積損益を、直ちに純損益に振り替えなければなりません。 さらに、企業は、ヘッジ剰余金の回収可能性を評価することが求められます。IFRSは、回収可能性テストをどのように適用すべきかについて具体的なガイダンスを定めておらず、企業は、これらの金額の回収可能性の評価についての会計方針に従わなければなりません。さらに、キャッシュ・フロー・ヘッジに関連するその他の包括利益累計額の借方残高が重大である場合には、企業は、会計方針に関する開示、および当該方針の適用における重大な判断に関する開示が必要かどうかを検討しなければなりません。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 46.105.1「既存のデリバティブによるヘッジ」（和訳はこちら） FAQ 46.5.3「ベーシス・スワップによる物価連動債券の公正価値ヘッジ」（和訳はこちら） FAQ 46.55.1「企業が直物為替レートの変動をヘッジする場合、ヘッジ非有効部分の測定において貨幣の時間価値をどのように含めるのか」（和訳はこちら） EX 46.55.2「ヘッジ非有効部分の測定の際に貨幣の時間価値を考慮する要求事項の影響」（和訳はこちら） FAQ 46.71.4「長期コモディティ供給契約における構成要素のヘッジ」（和訳はこちら）

金融商品に関するその他の要求事項（IFRS第9号）

市場金利を下回るレート	金利の上昇の結果、より多くの関連当事者間取引や企業グループ内取引が市場金利を下回るレートで行われることとなる可能性があります。このような場合、企業は、Day 1（初日）における対価と当初認識時の公正価値との間の差額をどのように取り扱うべきかを検討しなければなりません。 一部の固定金利商品（例えば、貸出金やローンコミットメント）は、金利の上昇の結果、市場金利から乖離した金利になる可能性があります。現在の市場金利に比べて金利が低いことは、当該金融商品の公正価値に影響を与え、純損益を通じて公正価値で測定されない金融商品については、「予想信用損失」のセクションで説明したように、予想信用損失の金額にも影響を与える可能性があります。さらに、公正価値で評価されていない金融商品については、注記の公正価値の開示に大きな影響を及ぼす可能性があります。
償却原価および実効金利	物価や金利の上昇により、企業は償却原価で測定される金融商品の実効金利をどのように決定するかの再検討が必要となる可能性があります。例えば、実効金利に反映させるため住宅ローンのポートフォリオについて予想される期限前返済を見積もる際に、その見積りについて通常時は過去のデータに依拠している企業が今後はそれを行うことができない、または、予想の変化を織り込むために過去データを調整する必要がある可能性があります。 既存の金融資産については、企業は、見積キャッシュ・フローの時期の評価を見直す必要がある可能性があります。例えば、期限前返済や期限延長オプションの予想の変化を考慮することが挙げられます。 償却原価で測定される金融負債についても、期限前返済または期限延長オプションが別個の組込デリバティブとして区分処理されていない場合には、同様の検討事項を適用することになりま

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	す。
物価スライド条項ならびに金利キャップおよびフロア	物価や金利の上昇期は、物価エスカレーター条項（物価スライド条項）または金利キャップおよびフロアを組み込まれた契約が増える可能性があります。 主契約が金融負債または非金融項目である場合には、企業は、そのような条項の要素が主契約から分離して純損益を通じて公正価値で測定する必要のある組込デリバティブかどうかを評価する必要があります。 企業は、契約の当事者になる当初時点においてこの評価を行い、契約条件に重大な変更が生じた場合に限りこの評価を見直します。市況が変動しても、見直しは行われません。企業は、インフレ率の上昇を考慮して、物価上昇に連動する新しい契約を締結する可能性があります。場合によっては、インフレ条項が密接に関連しているとみなされる可能性があります（例えば、リースについて、契約のインフレ調整条項は、組込デリバティブがインフレ関連の指数であって、調整にレバレッジ（損益の変動可能性を増大させること）がかかっておらず、企業自身の経済環境におけるインフレに関連しているのであれば、密接に関連しています）。しかし、企業は、そのような要素を有するすべての関連する契約（例えば、金融負債、売買契約およびリース）を注意深く分析しなければなりません。 IFRS第9号では、主契約が金融資産である組込デリバティブの会計処理は、組込デリバティブを分離すべきか否かを検討する要求事項を設けないことにより単純化されました。IFRS第9号における分類のアプローチ（上記参照）は、組込デリバティブを含むすべての金融資産に適用されます。すなわち、企業は、測定区分を決定するために、事業モデル評価とSPPIの要件を組込デリバティブを含む契約全体に適用しなければなりません。
債務の再交渉	物価や金利の上昇により、借手や貸手は債務契約の条件の再交渉に目を向ける可能性があります。再交渉の会計上の取扱いは、変更が当初契約の認識の中止とみなされるか否かによって異なります。
「自己使用」の例外	IFRS第9号では、現金での純額決済により決済できる非金融商品項目の売買契約は、IFRS第9号の適用範囲に含まれます（その結果、通常はデリバティブとして会計処理されます）。ただし、企業の予想される購入、売却または使用の必要を満たすための非金融商品項目の受取りまたは引渡し目的で契約が締結され、当該非金融項目を引き続き保有している場合は例外となります。 物価やコストが上昇し、これに伴ってしばしばサプライチェーンの混乱や売買予測の変更が生じる環境下では、このような契約の一部はもはや「自己使用の例外」を満たさない可能性があります。例えば、あるコモディティ契約が現物渡しでなく現金で純額決済されることとなる場合です。そのような契約は、分類を変更して、IFRS第9号の適用範囲に含まれるものとして会計処理しなければなりません。 逆に、企業が現金での純額決済により決済できる非金融商品項目の売買契約の開始時に、当該契約は「自己使用」の要求事項を満たしさないと決定した場合は、企業は事後的に当該契約の分類変更を行うことはできないでしょう。当該契約は、その残存期間について引き続きIFRS第9号の範囲に含まれまると考えられます。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 42.34.2 – Do ‘off-market’ assets automatically fail the SPPI test?（英語のみ） EX 41.29.2「インフレーションガイダンスに代わる相関の検討」（和訳はこちら） FAQ 44.109.1「負債性金融商品の交換及び条件変更の背景」（和訳はこちら）

開示（IFRS第7号）

開示	物価や金利の上昇期には、企業は、追加的な開示を行うか、既存の開示を更新する必要がある可能性があります。例えば、合理的に起こり得る金利の変動の大きさが過去の期間のものとは異なる場合には、感応度の開示を更新する必要があるでしょう。予想ボラティリティの変動がある場合、過年度の開示を修正再表示すべきではありません。しかし、企業は、要求されている前年からの比較数値に加えて、比較期間についての追加の感応度情報を表示する選択を行うことが

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	できるでしょう。 厳しい経済情勢下では、企業は、担保の差し入れを必要とするデリバティブに対する追加証拠金の要求が高まる可能性があり、これが重大な流動性リスクをもたらす可能性があります。担保の要求が重大な流動性リスクをもたらす場合には、企業は、この流動性リスクをどのように管理しているかを説明するために、担保契約の定量的な開示を提供する必要があります。債務または偶発負債の担保として差し入れられている金融資産の帳簿価額も、担保の差入れに関連する契約条件と一緒に開示しなければなりません。 IFRS第7号は、リスクの開示を信用リスク、流動性リスクおよび市場リスクだけに限定していません。したがって、企業は、物価上昇リスクに関する情報が他の市場リスクの開示においてまだ捕捉されていない場合には、この情報に関連する特定の開示を提供する必要がある可能性があります。例えば、企業がインフレに連動した金融商品を保有している場合には、インフレ率の変動に対するそのような金融商品の感応度を開示しなければなりません。 経済情勢の変化により、金融商品の公正価値と償却原価での帳簿価額に著しい差異が生じる可能性があります。このような場合、過去において公正価値情報の開示を免除するための要件を満たしていた金融商品は、もはや当該免除の要件を満たさない可能性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 47.111.2「合理的に起こり得る変動の規模が異なる場合、過年度数値を修正再表示すべきか」（和訳はこちら） FAQ 47.110.1「担保の差し入れを要求する可能性のある金融商品について開示を考慮すべきなのはなぜか」（和訳はこちら）

連結財務諸表（IFRS第10号およびIFRS第12号）

IFRS第10号は、企業が1つ以上の企業を支配している場合の連結財務諸表の表示と作成に関する原則を規定しています。IFRS第12号は、他の企業への関与に関する開示要求事項を規定しています。

IFRS第10号－支配の評価	支配の3要素のうちの1つ以上に変化があったことを示す事実や状況がある場合には、投資者が投資先を支配しているかどうかを継続的に再検討しなければなりません。投資者または投資先のいずれかが、インフレの加速や高インフレ、金利の上昇またはエネルギー価格高騰によって重大な影響を受けている可能性があります。 IFRS第10号は、市場の状況の変化によって支配の3要素のいずれかが変化したり、本人と代理人との全体的な関係が変化したりしない限り、投資者による当初の支配の判定または本人か代理人かの立場についての判定は、単に市場の状況が変化した（例えば、市場の状況による投資先のリターンの変動）という理由だけでは変更されない、と述べています。
IFRS第12号－財政的支援の開示	IFRS第12号は、親会社が子会社、関連会社、共同支配の取決めまたは非連結の組成された企業に財務的支援を提供する場合は、子会社、関連会社、共同支配の取決めまたは非連結の組成された企業が財政的支援を得るのを援助する意図を含め、開示を要求しています。親会社またはグループ企業のいずれかが、インフレの加速や高インフレ、金利の上昇またはエネルギー価格の高騰などのその他の関連する経済的要因によって大きく影響を受ける場合、この開示の目的適合性が高まります。財務的支援の潜在的な影響として、提供された財務的支援に対する依存の程度に応じて、親会社の継続企業としての能力およびグループ企業の継続企業としての能力に関する不確実性が増す可能性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 26.151.1「貸出金のリストラクチャリングにより債権者が債務者を連結することになるのはどのような場合か」（和訳はこちら）

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

公正価値測定（IFRS第13号）

IFRS第13号は公正価値を定義し、公正価値の測定に関するフレームワークを定め、公正価値測定に関する開示を要求しています。

一般原則	報告日における資産または負債の公正価値は、該当するIFRS基準に従って決定されます。公正価値が観測可能な市場価格に基づいている場合には、企業は、報告日の相場価格を使用することが要求されます。資産の公正価値は、報告日時点の仮想的な出口取引を反映しています。 物価の上昇期においては、市場のボラティリティが高まる可能性があります。報告日以降の市場価格の変動は、資産の評価には反映されません。 評価のベストプラクティスは、公正価値を見積る際に複数の評価技法を用いることを支持しています。評価方法の変更（例えば、市場倍率（マルチプル）アプローチから割引キャッシュ・フロー・アプローチへの変更）や、複数の評価技法を用いる場合のウェイト付けの変更は、その変更によって公正価値を同程度またはより忠実に表す測定値となる場合には適切であるでしょう。この変更は、会計上の見積りの変更とみなされます。 キャッシュ・フローと割引率に関する仮定は、内部的に整合していなければなりません。例えば、物価上昇の影響を含む名目キャッシュ・フローは、物価上昇の影響を含む率で割り引かなければなりません。名目リスク・フリー金利は物価上昇の影響を含んでいます。物価上昇の影響を除外した実質キャッシュ・フローは、物価上昇の影響を除外した率で割り引かなければなりません。
非金融資産および非金融負債	物価上昇が予想におよぼす影響を評価する際には、企業は物価上昇のすべての影響を考慮する必要があります。例えば、物価上昇はコストの上昇につながる可能性がありますが、一部のコストは顧客に受け入れられないため、必ずしも同程度のマージンの増加にはつながらない可能性があります。さらに、財およびサービスの価格上昇は、当該財およびサービスの販売数量の減少につながる可能性があります。 割引キャッシュ・フロー法で用いられる割引率には、リスク・フリー・レートや負債コストを含む多くの市場インプットが含まれます。多くの中央銀行が貸出金利を引き上げていることから、一部の企業にとっては加重平均資本コストの上昇、要するに、割引率の上昇をもたらし、公正価値を引き下げる可能性があります。他方で、企業は、割引率には長期成長率を含むキャッシュ・フロー予測におけるリスクに応じた調整をおこなう必要があることに留意しなければなりません。 販売コスト控除後の公正価値で棚卸資産を測定するコモディティのブローカー・トレーダーは、正味実現可能価額アプローチではなく、値洗い（mark-to-market）アプローチに従います。したがって、IFRS第13号で定められている物価上昇が公正価値におよぼす影響の検討事項も目的適合性があります。
金融資産および金融負債	負債性金融商品の公正価値の算定に用いられる取引相手方の信用リスクや信用スプレッドも、企業がコストの上昇や顧客にそれらを転嫁できるかどうかの扱いに苦心している中では、上昇する可能性があります。同様に資本性金融商品は分配可能なキャッシュ・フローと適用する資本コストの見積りの変動の影響を受けることになります。
開示	公正価値測定の変更は、IFRS第13号で要求される開示に影響します。IFRS第13号は、企業に仮定の変更に対する評価の感応度だけでなく公正価測定に用いる評価技法とインプットの開示を要求しています。同様に、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された経常的な公正価値測定について要求される感応度分析にも影響を及ぼす可能性があります。また、レベル3に分類される金融商品の数が増える可能性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 5.77.1「単一のキャッシュ・フローと確率加重されたキャッシュ・フロー」（和訳はこちら） FAQ 5.77.2 – Uncertainties in cash flows for fair value measurement of financial instruments（英語のみ） FAQ 5.77.3 – Uncertainties in cash flows and change in valuation technique for Level 3 fair value measurement（英語のみ） FAQ 5.79.1 – Additional considerations for discount rates used in Level 3 fair value measurements in periods of significant economic uncertainty（英語のみ）

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	FAQ 4.7.1 – Determining whether a market is still active in a period of market disruption（英語のみ） FAQ 4.7.2 – Assessing prices in inactive markets（英語のみ） FAQ 5.111.1 – Determining whether transactions are orderly（英語のみ） FAQ 5.94.2 – Adjustments to the quoted price in an active market in times of significant market volatility（英語のみ） FAQ 4.7.6 – Post market closure events（英語のみ） FAQ 5.22.3 – Should possible future modifications be considered when determining the fair value of a debt instrument? （英語のみ） FAQ 5.53.2 – Consideration of fair value where an entity has breached a debt covenant（英語のみ） FAQ 5.113.1 – Determining fair value where an entity might be forced to liquidate assets（英語のみ） FAQ 5.89.3 – Reassessment of inputs categorisation（英語のみ）

顧客との契約から生じる収益（IFRS第15号）

IFRS第15号は、顧客との契約から生じる収益を会計処理するための原則を規定しています。

顧客の支払不能	企業は、規定された規準のすべてが満たされた場合にのみ、IFRS第15号の適用範囲に含まれる顧客との契約の会計処理を行います。この規準には、期日到来時に対価の金額を支払う顧客の能力および意図を考慮する際に、企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高くなければならないという要求事項が含まれます。 物価や金利の上昇という現在の経済環境下では、契約交渉過程において潜在的な顧客の財政状態が悪化する可能性があります。したがって、契約は、IFRS第15号の規準に照らして再評価しなければならない可能性があり、企業が対価を回収する可能性が高くない場合には、契約がIFRS第15号の適用範囲に含まれるまで、収益は認識されません。 既存の契約について、顧客の支払能力または支払期間の延長を要請する能力が著しく悪化するなどの事実および状況の重大な変化は、将来の財およびサービスについて契約に基づく残りの対価を回収する可能性が高いかどうか、したがって、契約がIFRS第15号の適用範囲に依然として含まれているかどうかを再評価するための指標になります。経営者は、供給した財の一部または全部について支払うことができない可能性があることを認識していたとしても、顧客への供給を続けることを選択する可能性があります。このような状況において、顧客が期日到来時に値引き控除後の取引価格を支払う可能性が高い場合にのみ、収益は認識されます。 この原則は、IFRS第9号の適用範囲に含まれる、すでに引き渡された財またはサービスについて認識された収益に関連する債権の回収可能性とは区別されなければなりません。
重大な金融要素	取引価格を決定するにあたり、支払時期がIFRS第15号で述べられている資金調達の重大な便益を顧客または企業に提供する場合には、企業は、貨幣の時間価値の影響について、約定された対価の金額を調整しなければなりません。物価上昇により、貨幣の時間価値の財務上の影響が増大します。その結果、重大であるという定義を満たす金融要素が増える可能性があります。 しかし、当該企業と顧客との間の資金調達の重大さにかかわらず、履行義務の充足と支払までの期間が1年未満である場合には、IFRS第15号は、資金調達の会計処理を企業に要求していません。 顧客との契約における対価が、契約開始時に重大な金融要素について調整されている場合、重大な金融要素の測定に使用される割引率は、多くの場合に物価上昇に伴って生じる金利上昇などの事後的な金利の変動、または顧客の信用リスクの変化のようなその他の状況に対して調整されません。
価格設定の変更	既存の契約に対する契約条件の変更の結果、または不確実な事象の解消もしくは他の状況の変化（「取引価格の変更」）から生じる既存契約の下で企業が権利を得ると期待する対価の変更のいずれかの結果として、物価上昇は価格変更をもたらす可能性があります。契約条件の変更

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	と取引価格の変更は会計処理の結果が異なる可能性があるため、区別することが重要です。 例えば、顧客との既存の契約が、契約の対価に対する物価スライド調整を織り込んでいる場合があります。もし、このインフレ調整が、既存の契約の下での変動対価の定義を満たすと評価された場合、変動対価に対する制限が適用されます。その後のインフレ調整は、取引価格の変更として会計処理され、契約開始時と同じ基礎に基づいて履行義務に配分され、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲で認識されます。すでに履行義務の全部または一部が履行されている場合、認識された収益に対するキャッチアップ調整を損益計算書で行う必要があります。
不利な契約	顧客との契約において履行義務を履行するために必要な不可避のコストが、受領すると見込まれる経済的便益を上回る場合、顧客との契約は不利な契約になります。現在のインフレの加速や高インフレの経済環境下では、不利になる顧客との契約が増える可能性があります。例えば、企業のコストの基礎が重大な物価上昇にさらされている場合、企業が権利を得ると期待している対価が物価上昇や関連する調整を許さなければ、顧客との契約は不利になる可能性があります。詳しいガイダンスについては、引当金、偶発資産および偶発負債（IAS第37号）をご参照ください。
開示	IFRS第15号は、収益から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性を利用者が理解できるような情報を開示することを要求しています。これは、例えば、適用した重大な判断（例えば、顧客が支払能力を有しているか否か）および行った重大な見積り（例えば、変動対価に関連する見積り）に影響する場合に、インフレの加速や高インフレから生じる不確実性を考慮に入れた上で、企業がどのように会計方針を適用したかについての情報を要求する可能性があります。

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	EX 11.34.2「契約のポートフォリオの回収可能性の評価」（和訳はこちら） FAQ 11.34.4 – Where an entity provides payment terms that are extended beyond normal terms in a contract with a customer, should management conclude that the amounts subject to the extended payment terms are not probable of collection?（英語のみ） EX 11.300.1「年度の開示要求事項の要約」（和訳はこちら）

リース（IFRS第16号）

IFRS第16号は、リースの認識、測定、表示および開示に関する原則を規定しています。本セクションでは、以下を取り上げます。

- 借手の会計処理
- 貸手の会計処理

借手の会計処理

少額資産の例外	企業は、少額資産のリースについて、使用権資産およびリース負債を貸借対照表に認識することは要求されておらず、代わりにリース費用をリース期間にわたり純損益に直接認識することができます。 物価や金利上昇の変動により、資産の購入コストが変わる可能性があります。しかし、「少額」の評価は、資産の性質に焦点を当てたものです。したがって、例えば物価上昇または為替レートの変動による資産価値の上昇は、それ自体では必ずしも少額か否かの評価に影響を与えるとは限りません。
割引率	リースの計算利子率が容易に算定できない場合、企業は、リース負債の現在価値を測定するために、借手の追加借入利子率を使用します。 金利の上昇は、新しいリースについて算定される追加借入利子率の上昇をもたらす可能性が高くなります。これが意味するのは、リース料が同等に増加しなければ、新たなリース負債と使用権資産の価値が下がり、減価償却費から支払利息に費用が振り替わるということです。この結果、

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	営業利益などの損益計算書の小計に影響を与える可能性があります。 追加借入利子率は、リース開始日に決定され、通常はリース期間中にわたって固定されます。しかし、例えば、変動金利の変動によるリース料の変更、リース期間の変更および一部のリースの条件変更など一定の場合には、この利子率は改訂されます。リース条件が市場条件に比べて有利または不利になるような経済情勢の変化などのその他の状況では、割引率は改訂されません。
延長オプションおよび解約オプション	リースには、延長オプションおよび解約オプションが含まれている可能性があります。リース開始日において、借手は、延長オプションまたは解約オプションを行使することが合理的に確実かどうかを評価します。借手は、借手の統制の及ぶ範囲内にあり、かつ、オプションを行使することが合理的に確実であるかどうかに影響を与える重大な事象または状況の重大な変化の発生時にのみ、延長オプションおよび解約オプションを見直します。 例えばリース料が市場条件に比べて有利または不利になるなどの純粋に市場に基づく事象は合理的に借手の統制の及ぶ範囲内にないため、借手はそのような事象に対応してオプションを見直しません。しかし、このような市場によって引き起こされた事象は、企業の事業計画の変更につながる可能性があるため、場合によっては見直しを要する事象が発生しているかどうかの判定が複雑になる可能性があります。
指数またはレートに連動した変動リース料	物価上昇期には、消費者物価指数、指標金利、賃料の市場価値またはその他の市場変数に連動するリース料が上昇する可能性があります。リース料は、その変動がリースのキャッシュ・フローに影響を与える場合に再測定されるため、通常、リース負債と使用権資産が増加し、対応する将来の減価償却費や利息の増加をもたらします。 IFRS第16号は、借手が潜在的に晒されている将来キャッシュ・アウトフローのうちリース負債の測定に反映されていないものについての開示を要求しており、これには、リースのキャッシュ・フローがまだ変動していない指数またはレートに連動する変動リース料が含まれます。このような調整は、現在の状況に照らすとより重要性が増している可能性があります。
残価保証	借手は、残価保証に基づいて支払われると見込まれる金額の変動がある場合には、改訂後のリース料を割り引くことにより、リース負債を再測定しなければなりません。 物価上昇により、残価保証に基づいて支払うべき金額が変動する可能性がありますが、これは、負債や使用権資産の測定に反映させる必要があります。ひとつの例として、新たな資産の供給が不足することによって中古資産の価値が増加し、残価が保証金額を下回る可能性が低くなることが考えられます。その場合、リース負債および使用権資産が減少し、それに対応して将来の減価償却費および支払利息が減少します。 借手は、残価保証に基づく支払いを見込んでいるかどうかにかかわらず、残価保証に関する情報を開示することが要求されます。
外貨建てのリース料	使用権資産およびリース負債に対する外国為替レートの変動の影響は、非対称です。外国為替レートに関するIAS第21号を適用するにあたって、リース負債は貨幣性項目ですが、使用権資産は非貨幣性項目です。 この非対称性の取扱いによる影響は、物価の上昇の結果として生じる可能性のある為替レートが大きく変動する環境下では、より重大になります。
条件変更	物価上昇を受けて、企業はリースを再交渉する可能性があります。再交渉の会計処理は、それがIFRS第16号で定義されている条件変更かどうかによって異なります。リースの条件変更は、リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲またはリースの対価の変更です。すでに当初のリース契約の一部として含まれていた条項が発生要因となる変更は、見直しであり、条件変更ではありません。
使用権資産	借手が原価モデルを用いて使用権資産を測定する場合には、借手は、IAS第36号の要求事項を使用権資産に適用します。 借手が、直ちにまたは将来のいずれかの時点で、リースされている場所（スペース）の使用を中止することを見込んでいる場合、借手は使用権資産の耐用年数を見直し、これにより減価償却費が変動することとなります。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

	IAS第40号を適用して投資不動産を公正価値で測定する借手は、投資不動産である使用権資産も公正価値で測定することが要求されます。公正価値は、物価および金利上昇期における市場のボラティリティの増大による影響を受ける可能性があります。

貸手の会計処理

ファイナンス・リース：無保証残存価値	貸手の正味リース投資未回収額の測定には、貸手がリース期間の末日に原資産の価値から回収すると見込んでいるが、それが保証されていない金額を表す無保証残存価値が含まれます。 物価の上昇によって、無保証残存価値は過去に観察された価値よりも変動が大きくなる可能性があります。 IFRS第16号は、無保証残存価値を定期的に見直し、無保証残存価値の見積りの事後的な減額があった場合には、収益の配分を改訂することを要求しています
予想信用損失	貸手は、物価および金利の上昇がリース債権の予想信用損失の測定に与える影響についても検討する必要があります。詳細については、本資料の予想信用損失（IFRS第9号）のセクションをご参照ください。
条件変更	借手のセクションで言及したように、物価および金利の上昇の結果として、企業はリースの再交渉を行う可能性があります。条件変更の要求事項は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとで異なります。 ファイナンス・リースの条件変更では、貸手は、その条件変更を新しいリースとして会計処理しなければならないかどうかを検討しなければなりません。オペレーティング・リースの場合には、貸手は条件変更を新しいリースとして会計処理します。
開示	貸手は、以下についての開示を要求されます ● ファイナンス・リースについて、正味リース投資未回収額の帳簿価額の著しい変動についての定性的説明および定量的説明 ● 貸手が原資産に対して保持している権利に関連したリスクをどのように管理しているのか（これには貸手が原資産に対して保持している権利に関連するリスクを低減している手段などのリスク管理戦略を含む）

さらに詳しい情報はこちら（Viewpoint有料会員の方のみご覧いただけます）

FAQ	FAQ 15.50.1「IFRS第16号における『少額』の定義」（和訳はこちら） FAQ 15.60.1「追加借入利子率の決定の際に借手が考慮すべき要因」（和訳はこちら） EX 15.43.1「リース期間の見直しをもたらす可能性がある、借手の統制の及ぶ範囲内にある重大な事象又は状況の変化とは何か」（和訳はこちら） EX 15.65.1「指数又はレートに応じて決まる変動リース料の当初測定」（和訳はこちら） FAQ 15.77.2「指数又はレートに応じて決まる変動リース料の事後測定の方法」（和訳はこちら） FAQ 15.88.1「リースの条件変更の例」（和訳はこちら）

財務諸表以外の開示

経営者による説明	企業の利害関係者は、物価および金利の上昇の影響や対応策に関心を持つでしょう。これらの利害関係者のニーズの一部は、例えば、トレンド分析、売上高および利益率の比較、将来の売上高および利益率の予測など、財務諸表以外の開示によってより良く対応できる可能性があります。企業は、企業の主要なリスクや不確実性に関する分析を更新することを検討する可能性があります。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

規制要件および代替的な業績指標	経営者は、現地の証券規制当局が公表する開示要求事項など、現地の特定の開示要求を考慮しなければなりません。例えば、代替的な業績指標（APM）の使用は、規制当局の懸念事項となっています。場合によっては、財務諸表の利用者が物価上昇の影響を理解するために追加のAPMが役立つ可能性があります。しかし、追加のAPMが必要かどうかを検討する際には、企業は注意を払い、それぞれの規制当局が課す原則または規則を遵守することを確認すべきです。場合によっては、物価上昇の影響を通常の事業から区別することは非常に困難であるため、信頼性を反映させることができない可能性があります。 公表済みの文書の中でAPMを表示する場合、企業は、APMがIFRSで定義または明記されている測定値とは区別されていることを確認しなければなりません。また企業は、追加の表示科目や見出しがAPMかどうか、および規制当局がそれらの項目の報告に対して制限や追加的な要求事項を課しているかどうかも判断しなければなりません。詳細かつ関連性のある説明については、財務諸表の表示（IAS第1号）をご参照ください。
首尾一貫性	追加の情報を財務諸表以外で提供する理由にかかわらず、企業は、財務諸表内外に提供する情報の首尾一貫性および補完性を確保しなければなりません。例えば、経営者は、IAS第36号、IAS第19号およびIFRS第13号の適用に用いられた仮定など、財務報告の残りの部分またはその他の公開報告書における説明などで用いられる仮定も含めて財務諸表全体で仮定の首尾一貫性を確保しなければなりません。

© 2022 PwC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、
適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。